

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団（以下「この法人」という。）が寄附者から金銭又はその他の財産（以下「寄附金等」という。）の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において寄附金とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等（以下「寄附物品等」という。）で金銭以外のものをいう。

第2章 寄付金の種類、募集及び使途

(寄付金の種類及び募集)

第3条 この法人が受領する寄付金の種類は次のとおりとする。

- ① 一般寄付金 寄附者が使途を特定せずに寄付した寄付金
- ② 特定寄付金 寄附者が寄付の申し込みに当たり、あらかじめ使途を特定した寄付金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

3 この法人は常時、寄付金を募ることができる。

(寄付金の使途)

第4条 一般寄付金は、その50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用し、残額を管理費等に使用することができるものとする。ただし、管理費等に使用できる金額について管理費等に充ててなお残余があるときは、公益目的事業に使用することとする。

2 特定寄付金は、全額を寄附者の特定した使途に使用するものとする。

3 寄付の募集にあたっては、寄附者にこの規程を示し、了解を得るものとする。

第3章 寄付金等の受け入れ

(受領の制限)

第5条 寄付金等が、次の各号に該当するとき又はそのおそれがあるときは、当該寄付金等の受領を辞退しなければならない。

- ① 法令に抵触するとき、この法人の業務遂行上支障があると認められるとき及びこの法人が受入れるには社会通念上不相当と認められるとき。
- ② 第3条第1項第2号の特定寄付金について、その使途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき。

公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団寄付金等の募集及び取扱に関する規程

(寄附物品等の事務処理手続)

第6条 寄附された固定資産を基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。

2 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。

3 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

第4章 雑則

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成25年7月7日から施行する。

この規程は、平成25年11月16日に一部変更する。